

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

平成 21 年(2009 年)9 月

広島市教育委員会

目 次

I	教育委員会事務点検・評価制度の概要		
	1 趣旨	-----	1
	2 本市教育委員会における実施方法	-----	2
II	教育委員会の活動状況		
	1 教育委員会議の開催状況	-----	3
	2 その他の主な活動	-----	8
III	各重点施策の点検・評価結果		
	[学校教育の充実]		
	1 学校施設の耐震化の推進	-----	10
	2 少人数教育の推進	-----	12
	3 基礎学力の向上	-----	14
	4 特別支援教育の推進	-----	17
	5 基本的生活習慣の確立	-----	20
	6 文化芸術教育の充実	-----	22
	7 体力の向上	-----	25
	8 規範性をはぐくむ教育の推進	-----	28
	9 幼・保・小連携の推進	-----	30
	10 広島市立小・中学校の適正配置等の検討	-----	32
	11 広島特別支援学校の建替	-----	34
	12 メンター制度の推進	-----	35
	13 平和教育の推進	-----	37
	14 環境教育の推進	-----	39
	15 子どもの安全対策の推進	-----	42
	16 教職員研修の充実	-----	45
	17 食育の推進	-----	48
	18 学校における食育の推進	-----	50
	19 学校評価の推進	-----	53
	[活力ある青少年の育成]		
	20 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進	-----	56
	21 不登校対策の推進	-----	59
	22 いじめ・暴力行為等問題行動対策	-----	62
	23 暴走族対策の推進	-----	64
	24 放課後等の児童の居場所づくりの推進	-----	67
	(数値目標の達成状況一覧)	-----	69
	〈参考〉		
	・平成21年度広島市教育委員会事務点検・評価会議設置要綱	-----	76
	・平成21年度広島市教育委員会事務点検・評価会議構成員名簿	-----	77

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

平成 19 年（2007 年）6 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、平成 20 年度（2008 年度）から、すべての教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 本市教育委員会における実施方法

本市においては、「仕事宣言」(※)などにおいて、教育委員会の事務も含め、本市全体として事業の実施内容や達成度の説明・公表等を行っている。教育事務の点検・評価に当たり、平成21年度(2009年度)においても昨年度と同様、これらの取組を活用し、次のとおり実施した。

(※)【仕事宣言】

市役所の各分野の実際的な仕事の責任者である”局長”や”区長”等が、その年度、何を重点施策として仕事をしていくのか、目標やスケジュールについて、ホームページ等でできるだけ具体的に公表するとともに、その達成状況を報告している。

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成20年度(2008年度)とする。

(3) 対象事務

ア 基本的な考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務及び市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち主要な事務を、点検・評価の対象とする。

イ 点検・評価の項目

(7) 平成20年度(2008年度)教育長の仕事宣言に掲げる重点施策(23項目)

(1) その他特徴的な施策

ウ 各施策に関する点検・評価の構成

(7) 平成19年度(2007年度)までの取組

(1) 平成20年度(2008年度)の実施状況

(7) 実施状況に関する評価・課題

(1) 課題への対応

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

教育委員会事務局職員及び大学教授2名で構成する「教育委員会事務点検・評価会議」を設置し、平成21年(2009年)8月20日(木)、点検・評価の方法や内容等について、意見を聴取した。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成20年度（2008年度）の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
1	平成20年 (2008年) 4月17日	人 6	人 7	1 平成20年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について（報告） 3 平成20年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学者状況について（報告） 4 公民館使用料減免の見直しについて（報告） 5 広島市立小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）用教科用図書の採択について（議案第17号） 6 広島市立高等学校・特別支援学校（高等部）用教科用図書の採択基本方針について（議案第18号） 7 平成21年度使用広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案第19号） 8 教職員の人事について（議案第20号）
2	5月14日	6	5	1 広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について（報告） 2 平成19年度全国学力・学習状況調査に係る広島市検証改善委員会の報告書の概要について（報告） 3 平成20年度6月補正予算について（協議）
3	6月5日	6	5	1 広島市立学校児童生徒数等（平成20年5月1日現在）について（報告） 2 広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討について（報告） 3 平成21年度広島市立高等学校等の入学者選抜の基本方針について（議案第21号） 4 平成20年度6月補正予算議案に対しての意見の申し出について（議案第22号）
4	7月30日	6	5	1 第1回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議の開催について（報告） 2 学校評価に係る専門家評価の実施状況について（報告） 3 平成21年度広島市立安佐北中学校入学者選抜につ

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
				<p>いて（報告）</p> <p>4 規範性をはぐくむための教材や活動プログラムの開発について（報告）</p> <p>5 平成19年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告）</p> <p>6 生徒指導に係る学校問題解決支援事業の実施について（報告）</p> <p>7 広島市立図書館協議会委員の委嘱について（議案第23号）</p> <p>8 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について（議案第24号）</p> <p>9 教職員の人事について（議案第25号）</p>
5	8月12日	6	5	1 教員採用選考試験等に係る点検・調査の結果について（報告）
6	8月27日	6	2	<p>1 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第26号）</p> <p>2 平成21年度広島市立高等学校の入学定員について（報告）</p> <p>3 平成21年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第27号）</p> <p>4 平成21年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について（議案第28号）</p> <p>5 広島市教育委員会事務点検・評価報告書（案）について（協議）</p>
7	9月30日	6	9	<p>1 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第26号）</p> <p>2 第2回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議の開催について（報告）</p> <p>3 学校給食費の改定について（報告）</p> <p>4 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について（報告）</p> <p>5 平成20年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について（報告）</p> <p>6 平成20年度スポーツ大会（全国規模）の成績（夏季大会）について（報告）</p> <p>7 平成20年度9月補正予算議案に対しての意見の申出について（代決報告第14号）</p>

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
				8 広島市教育委員会事務点検・評価報告書について(代 決報告第15号) 9 委員長選挙について 10 広島市スポーツ振興審議会委員の任命案に対する意 見について(議案第29号) 11 広島市公民館運営審議会委員の委嘱について(議案第 30号) 12 事務局の職員の人事について(代決報告第16号)
8	10月30日	6	13	1 広島市立幟町中学校の不登校生徒に係る損害賠償請 求事件(控訴審)について(報告) 2 第3回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検 討協力者会議の開催について(報告) 3 平成21年度広島市立幼稚園の入園定員について(報 告) 4 平成21年度広島市立学校教職員人事異動方針につ いて(議案第31号)
9	11月27日	5	10	1 第4回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検 討協力者会議の開催について(報告) 2 「広島市立幼稚園のあり方検討の中間まとめ」につい て(報告) 3 「男女がもっと輝くための拠点施設」の設置について (報告) 4 平成20年度12月補正予算議案に対しての意見の 申出について(代決報告第17号) 5 平成21年度当初予算について(協議)
10	12月19日	6	1	1 教育情報化総合支援モデル事業の実施について(報 告) 2 学校施設の耐震化状況の公表について(報告) 3 平成21年広島市成人祭の開催について(報告)
11	平成21年 (2009年) 1月19日	6	8	1 第5回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検 討協力者会議の開催について(報告) 2 主幹教諭・指導教諭の職の設置について(報告) 3 広島市文化財審議会委員の委嘱について(代決報告第 1号) 4 広島市社会教育委員の委嘱について(議案第1号)

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
12	2月3日	6	8	1 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について（報告） 2 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第2号） 3 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第3号） 4 平成21年度教育委員会組織改正について（報告） 5 市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出について ① 広島市国際青年会館条例の一部改正議案に対しての意見の申出について（代決報告第2号） ② 広島市文化創造センター等共用駐車場駐車料金条例の一部改正議案に対しての意見の申出について（代決報告第3号） ③ 平成20年度2月補正予算議案に対しての意見の申出について（代決報告第4号） ④ 平成21年度当初予算議案に対しての意見の申出について（代決報告第5号） ⑤ 財産の取得議案に対しての意見の申出について（代決報告第6号） 6 教職員の人事について（議案第4号）
13	3月9日	6	4	1 第6回広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議の開催について（報告） 2 広島市指定重要文化財の指定について（議案第5号） 3 教職員の人事について（議案第6号）
14	3月26日	6	4	1 広島市立学校適正配置のあり方に関する報告書の受理について（報告） 2 広島市学校評価システム専門家評価の評価報告等について（報告） 3 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第7号） 4 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第8号） 5 教職員の人事について（代決報告第7号）（議案第9号） 6 事務局職員等の人事について（議案第10号） 7 教育長の任命について

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
開催回数 14 回		計 (延) 83 人	計 (延) 86 人	議題件数 合計 80 件 [内訳] 議案 26 件 代決報告 11 件 協議 3 件 報告 38 件 その他 2 件

(注)

「代決報告」……緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

「協議」……教育委員会決裁事項について、事前に協議を必要とするもの。又は、教育委員会決裁事項ではないが、各教育委員の意見を徴することが適当と思われるもの

2 その他の主な活動

(1) 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 20 年 (2008 年)4 月	入学式への出席	小学校、中学校 1 校及び高校の各 1 校の入学式に延べ 3 名の教育委員が出席した。
6 月	第 1 回指定都市 教育委員・教育長 協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 1 回会議（静岡市で開催）に出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。 (2 名)
6 月	英語教育に関する 学校視察	英語イマージョン教育実践校の視察を行った。 ・小学校での英語教育に関する視察（沼津市：1 校、1 名）
7 月	広島県・広島市教 育委員合同会議 への出席	広島県教育委員会との合同会議に出席し、下記のテーマについて意見交換を行った。(5 名) (意見交換テーマ) ・「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」について ・教育委員の活動について
9 月	市町村教育委員 会研究会への出 席	
平成 21 年 (2009 年)1 月	第 2 回指定都市 教育委員・教育長 協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 2 回会議（東京都で開催）に出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。 (2 名)
2 月	広島県女性教育 委員グループ第 3 回研修会にお ける実践発表	広島県内の女性教育委員による研修会において、「ひろしま型カリキュラム」等について、実践発表を行った。(1 名)
3 月	卒業式への出席	小学校 4 校、中学校 3 校及び高校 4 校の卒業式に延べ 11 名の教育委員が出席した。

(2) 教育委員への情報提供

教育委員は、会議に出席するほか、事務局から、適宜、教育行政上の課題等について情報提供を受け、事務局と意見交換を行っている。

平成 20 年度（2008 年度）に情報提供した主なものは、次のとおりである。

- ・ 学校における暑さ対策について
- ・ 「子どもの自殺を予防するための指導の手引き」について
- ・ 「女性教育センター」の活用による男女共同参画拠点施設の設置検討について
- ・ 規範性をはぐくむための教材・活動プログラムの開発について
- ・ 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価について
- ・ 県・市教育委員合同会議について
- ・ 子どもの権利に関する条例の検討状況について
- ・ 「ひろしま型カリキュラム」の小学校英語科の指導者について
- ・ 平成 20 年度 9 月補正予算について
- ・ 給食費の改定について
- ・ 平成 21 年度少人数教育推進のための教員募集について
- ・ 平成 21 年度当初予算について
- ・ 広島市スポーツ振興審議会委員について
- ・ 学校施設の耐震化について
- ・ 「ひろしま型カリキュラム」の導入に係る進捗状況について
- ・ 教育振興基本計画について
- ・ 市立幼稚園授業料の収納対策について
- ・ 平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ・ 広島市立学校適正化配置のあり方に関する報告書（案）について
- ・ 広島市立高校の将来構想について
- ・ 学校のグラウンドの芝生化モデル実施について
- ・ 児童生徒の規範性等に関する意識実態調査結果について
- ・ 学校における携帯電話の取扱い等について

Ⅲ 各重点施策の点検・評価結果

1 学校施設の耐震化の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

耐震診断を平成 7 年度（1995 年度）に実施し始めたが、平成 10 年（1998 年）3 月に策定した「災害に強いまちづくりプラン」の中で、学校施設については、平成 16 年度（2004 年度）以降の計画とされた。

一方で、屋内運動場については、災害時の住民の避難場所としての役割を担うことから、耐震診断を平成 12 年度（2000 年度）に再開して平成 14 年度（2002 年度）ですべて終了した。平成 16 年度（2004 年度）に本市の実施計画に計上し、平成 17 年度（2005 年度）から耐震補強工事に着手した。平成 19 年度（2007 年度）末までに、対象校 46 校のうち、30 校の補強工事が完了した。

また、校舎については、平成 14 年（2002 年）7 月文部科学省の通知に基づき、平成 15 年度（2003 年度）から耐震診断未実施の棟を対象に耐震化優先度調査を実施した。これらの結果を踏まえ、耐震化が必要な 162 校について、平成 19 年度（2007 年度）、「校舎耐震化整備計画」を策定し、その中で、国の方針を踏まえ平成 27 年度（2015 年度）末までに耐震化率 90% 達成、平成 30 年度（2018 年度）の耐震化完了を目標に事業を進めている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 屋内運動場の耐震化

小学校 4 校、中学校 5 校の耐震補強工事を実施した。

(2) 校舎の耐震化

ア 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の改正（6 月）の趣旨を踏まえ、幼稚園 27 園の園舎を耐震化の計画に盛り込んだ。

イ 小学校 13 校、中学校 2 校の耐震診断を行うとともに、小学校 10 校、中学校 8 校の耐震補強工事立案を行った。また、小学校 7 校の耐震補強工事の実施設計を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
屋内運動場の耐震化				
小学校屋内運動場耐震化対策事業	小学校屋内運動場の耐震化率	*1 96% (93%)	96% (93%)	達成
中学校屋内運動場耐震化対策事業	中学校屋内運動場の耐震化率	*1 95% (86%)	95% (86%)	達成
校舎の耐震化				
小学校校舎耐震化対策事業	耐震診断、耐震補強工事立案又は実施設計の実施校数	*2 30校 (14校)	30校 (14校)	達成
中学校校舎耐震化対策事業	耐震診断又は耐震補強工事立案の実施校数	*2 8校 (6校)	10校 (6校)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

*1 平成 21 年度 (2009 年度) に 100% になるように、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。

*2 平成 30 年度 (2018 年度) 完了に向けた年次計画を基に、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 屋内運動場の耐震補強工事は、計画的に実施できた。
- ・ 校舎は、文部科学省の補正予算編成により、本市では、耐震診断を中心に事業の前倒しに積極的に取り組んでいる。一方、文部科学省の補助要件である広島県建築物耐震診断等評価委員会に学校施設をはじめ多数の評価依頼が殺到している状況にあり、本市の校舎の評価を得るのに時間を要している。

【課題への対応】

広島県建築物耐震診断等評価委員会に対して、機会をとらえて、耐震診断等の評価結果が円滑に示されるよう要請していく必要がある。

2 少人数教育の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

児童生徒に基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、一人一人の個性や能力を伸ばす教育を充実させるために、平成 13 年度（2001 年度）から少人数指導を段階的に導入してきた。

さらに少人数教育の推進を図るため、平成 19 年（2007 年）8 月、小学校 1 年生から中学校 1 年生に 35 人学級を順次導入することなどを内容とする「少人数教育推進のための段階的プラン（第 I 期）」の最終まとめを行った。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 少人数教育推進のための段階的プラン（第 I 期）の実施

児童生徒数が学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に教諭 1 名を加配し、学級数を増やした。また、小学校については、1 学級の場合はその学年に非常勤講師 1 名を加配し、チームティーチングを実施した。

(2) 少人数指導等の実施

ア 小学校 4 年生

児童数が学級平均 35 人を超える学校に市費で非常勤講師を配置し、算数の授業において少人数指導を継続して行った。

イ 中学校 1 年生

生徒数が 30 人を超える学級の場合に、県費措置に加え、市費で非常勤講師を配置し、国語・数学・英語において 1 学級 2 展開又はチームティーチングによる少人数指導を継続して行った。

ウ 中学校 2・3 年生

生徒数が学級平均 30 人を超える学校で、国語・数学・英語の授業において習熟度別指導を継続して行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
少人数教育推進のための段階的プラン（第 I 期）の推進	35 人以下の学級の実施学年	小学校 1～3 年生及び中学校 1 年生で実施	小学校 1～3 年生及び中学校 1 年生で実施	達成

少人数指導等の実施	「基礎・基本」 定着状況調査の 正答率 60%以 上の児童生徒の 割合	80% (80%)	72.1% (74.1%)	おおむね 達成
-----------	---	--------------	------------------	------------

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 「少人数教育推進のための段階的プラン (第 I 期)」に基づき、小学校 1 年生から小学校 3 年生及び中学校 1 年生の各学年に 35 人以下の学級を導入できた。
- ・ 35 人以下の少人数学級を拡大実施していく上で、優秀な教員の確保と育成に一層努める必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査に関する目標は、十分に達成できなかったことから、学力向上に係る他の施策と合わせ、原因の分析及び対応策の検討が必要である。

【課題への対応】

- ・ 県内では、これまで 1 会場 1 回のみであった採用試験の説明会を、開催場所や回数を拡大するとともに、県外の訪問地域を拡大し、多くの大学で説明会を実施する。
- ・ 教員の採用に当たり、筆記と面接による試験を実施し、総合的な観点から人物を見極めることにより、資質能力の高い教員を確保するとともに、少人数学級のメリットを生かした授業を行うため、臨時的任用教諭を含む教員研修の内容を工夫し、研修の充実を図る。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査の目標が十分に達成できなかった原因については、学力向上に係る他の施策と合わせ、引き続き分析を進め、少人数を生かした教育指導の工夫改善を実践していく。

3 基礎学力の向上

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

これからの学校教育において、教育の質を向上させ、児童生徒に知識や技能を確実に定着させるとともに、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力、問題解決能力などの「確かな学力」を向上させ、「生きる力」の育成を図ることが一層必要となっている。そのため、基礎・基本の確実な定着と学力の向上を図る取組を推進してきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 「ひろしま型カリキュラム」の導入

「ひろしま型カリキュラム」は、子どもの発達段階を踏まえ、小・中 9 年間を見通した学習指導計画を作成し、「読み・書き・計算」はもちろんのこと、「言語と数理の運用能力」をはぐくみ、思考力・判断力・表現力の向上を目指す本市独自の教育課程である。

小学校 1～4 年生では、読み・書き・計算の基礎的な知識・技能の習得、学習習慣の定着など「学びの基盤づくりと基礎の徹底」を図ったうえ、小学校 5 年生から中学校 3 年生では「言語・数理運用科」及び「英語科」を実施し、「思考力・判断力・表現力の向上と発展」を目指すものである。

平成 20 年度（2008 年度）においては、平成 19 年度（2007 年度）に引き続き、平成 22 年度（2010 年度）からの「ひろしま型カリキュラム」の円滑な導入に向けて、研究開発校等での実践研究や、学習指導計画・指導事例集・副読本等の作成及び教員研修を行った。また、保護者説明会を実施し、ひろしま型カリキュラム導入に向け保護者の理解を図ることができるようにした。

(2) 基礎学力向上推進事業の実施

ア 全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の実施

全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査を実施し、その結果に基づいて課題等を整理し、個別指導や繰り返し指導、補充学習や発展的学習、習熟度別の少人数指導やチーム・ティーチングによる授業など、指導方法や指導体制の工夫改善を行った。

イ 各中学校区での公開研究会の実施

本市の各中学校区に設置した中学校区教科等研究会において、小・中学校が連携して基礎・基本の定着を図るため、小・中学校の教員が協力した指導や 9 年間を見通した効果的な指導の在り方等について実

践的な研究を行い、小学校 86 校及び中学校 43 校において公開研究授業を実施した。

ウ 学力向上重点校の指定

学力向上重点校に指定した各学校（小学校 39 校、中学校 18 校）において、小学校 4 年生及び中学校 1 年生で標準学力検査を実施し、学力の向上に向けた取組を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「ひろしま型カリキュラム」の導入	研究開発・研究協力の学校数	27 校 (8 校)	27 校 (8 校)	達成
基礎学力向上推進事業	「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	80% (80%)	72.1% (74.1%)	おおむね達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」については、研究開発・実践研究、教員研修を推進し、平成 21 年度に各学校で試行的に実施できる状況となった。今後は、各学校での試行的な実施において生じる課題等について、具体的な指導・助言を実施していく必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査によると、各学校の取組により基礎学力はおおむね定着している状況にあるが、依然、正答率 60%以上の児童生徒の割合が目標値の 80%に達していない状況である。今後は、基礎的な知識・技能を習得させ、その知識や技能を活用する学習の一層の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育成する必要がある。

【課題への対応】

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」及び新学習指導要領の全面実施に向け、教職員に対する研修や保護者、市民に対する説明を継続して実施する。
- ・ 各学校への指導主事の訪問指導の回数を確保することにより、ひろしま

型カリキュラムの試行的な実施状況を継続的に把握し、具体的な指導・助言を行っていく。

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」における言語・数理運用科について、各学校で研修を充実させることにより、各教科において思考力・表現力の育成をより意識した指導の徹底を図る。
- ・ 全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の調査結果を踏まえたPDCAサイクルによる学校改善の取組について、校長、教務主任への指導を徹底し、その一層の充実を図る。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査の正答率60%以上の児童生徒の割合を高めるため、学力向上重点校における取組の一層の充実を図る。

4 特別支援教育の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

平成 15 年（2003 年）3 月の広島市特別支援教育基本構想策定委員会からの提言を踏まえ、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の幼児児童生徒等へきめ細かに対応する必要がある。

そこで、平成 15・16 年度（2003・2004 年度）に特別支援教育推進モデル事業を実施し、続いて平成 17 年度（2005 年度）から、特別支援教育体制推進事業として本格実施し、幼稚園・学校への巡回相談指導等を行うとともに、特に緊急に支援の必要な学校に、学校生活の補助及び安全確保等の支援を行うため特別支援教育アシスタントを配置し、校内の支援体制の整備・充実を図っている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 特別支援教育体制充実事業の実施

ア 専門家チームによる巡回相談指導の実施

指導の充実を図るため専門家チームを構成し、幼稚園・学校へ巡回相談指導を行った。

イ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催

特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を 5 月、8 月、10 月、11 月、1 月の計 5 回開催した。

ウ 理解・啓発のための講演会の開催と指導資料の作成・配布

講演会の開催及び指導資料の作成・配布により、学習障害（LD）等の特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒についての理解・啓発を図った。

エ 個別の指導計画の作成・活用

適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画の作成・活用を促進した。

オ 特別支援教育体制充実検討会議の開催

該当する幼児児童生徒への総合的な支援体制について検討するため、特別支援教育体制充実検討会議を 7 月、10 月、1 月の 3 回開催した。

(2) 特別支援教育アシスタント事業の実施

小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由、学習障害（LD）の特

別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
特別支援教育体制充実事業	申請のあったすべての幼稚園・学校に対して巡回相談指導を行った割合	100% (100%)	100% (100%)	達成
特別支援教育アシスタント事業	特別支援教育アシスタントの配置人数	* 249人 (199人)	249人 (199人)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

* 巡回相談指導等の結果から得た必要人数を基に、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 申請のあったすべての幼稚園・学校に対し、早期に巡回相談指導を行うことが必要である。また、緊要な課題のある幼児児童生徒に対して、複数回の巡回相談指導が必要である。
- ・ 特別支援教育に係る校内支援体制作りの確立や、個別の指導計画の活用等のため、学校現場における実践研究を進めていく必要がある。
- ・ 管理職のリーダーシップ及び特別支援教育コーディネーターの育成を図り、各園・学校におけるより一層の総合的な支援体制の構築のための指導・助言が必要がある。
- ・ 特別支援教育の推進のため、引き続き、管理職や市民等に理解・啓発を図っていく必要がある。
- ・ 小・中学校における対象児童生徒に対する指導内容・方法の充実を図るため、個別の指導計画の作成・活用の推進を図る必要がある。
- ・ 小・中学校における特別支援教育アシスタントについては予定数を配置したが、今後とも支援を必要とする児童生徒数に応じた適切な配置が必要である。

【課題への対応】

- ・ 巡回相談指導については、申請のあったすべての幼稚園・学校に対し 10 月まで実施するとともに、緊要な課題のある児童生徒が在籍する学校及び特別支援教育推進校に対して複数回実施する。
- ・ 特別支援教育のモデル校として、特別支援教育推進校を指定し、校内支

援体制作りの確立や個別の指導計画の活用等に関する拠点的な整備・充実を図る。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの養成については、初任者、経験者別の研修講座とともに、新たに各行政区で中核的なコーディネーターを養成するための講座を2回実施する。
- ・ 管理職、市民・保護者を対象とする講演会の継続開催及び指導資料の作成・配布により、特別支援教育に関する理解・啓発を図る。
- ・ 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画の作成・活用を促進する。
- ・ 学習障害（LD）児等への特別支援教育アシスタントの複数配置を実施する。

5 基本的な生活習慣の確立

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

平成 14 年度（2002 年度）から実施している「基礎・基本」定着状況調査によると、毎日朝食をとることや早寝・早起きをすることなどの基本的な生活習慣を身に付けることが学力の定着に良い影響を及ぼしていることがうかがえる。

こうしたことから、学校においては、家庭に積極的に働きかけることにより、家庭の理解と協力を得て、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進してきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

子どもの生活習慣確立支援事業の実施

ア 啓発用広報紙の作成・配布

幼稚園、小学校及び中学校の全保護者を対象に、広報紙を作成・配布し、幼稚園や小・中学校が行う家庭への働きかけを支援することにより、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着について啓発を図った。

イ 「生活リズムカレンダー」の作成

「生活リズムカレンダー」（幼稚園用、小学校用）を活用し、幼児児童の基本的な生活習慣の定着を図った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
子どもの生活習慣確立支援事業	毎日朝食をとる児童生徒の割合	* 96.9% (94.6%)	94.6% (95.3%)	おおむね達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度（2007 年度）における目標数値及びその実績

* 平成 22 年度（2010 年度）に 100%になるように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を推進し、保護者向けの広報紙の配布による家庭への啓発をするとともに、全校一斉生活リズム

カレンダー週間を10月に実施することができた。

- ・ 「毎日朝食をとる児童生徒の割合」に関する目標は、おおむね達成されているが、今後とも学校と家庭の連携を更に強め、家庭の理解と協力を得られるようにする必要がある。

【課題への対応】

今後とも、家庭への働きかけを積極的に行い、家庭の理解と協力を得ることが大切であり、毎日朝食をとることを重点においたリーフレットを活用し、10月の強化月間における取組の継続実施など、保護者への取組を一層推進する。

6 文化芸術教育の充実

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

児童生徒が心豊かに楽しい学校生活を送ることができるようにするためには、豊かな情操や感性を育むことが大切である。

このため、児童生徒が優れた演劇や音楽などに直接触れたり、自ら発表したりする場を設けるなど、学校における文化芸術教育の一層の充実を図ってきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 中学校演劇鑑賞推進事業の実施

心に残る感動体験を通して、生徒の豊かな感性と創造力をはぐくむため、優れた演劇を直接鑑賞する機会を提供し、中学校 1 年生約 2,000 名がアステールプラザ大ホールにおいてミュージカルを鑑賞した。

(2) 小・中・高校生による文化の祭典の開催

文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図るため、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発表した。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

生徒の多様なニーズに応じた文化部活動等の活性化を図るため、地域人材の活用を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
中学校演劇鑑賞推進事業	今後、演劇を鑑賞したいと思う生徒の割合	*1 85% (77.5%)	84.9% (84.8%)	おおむね達成
小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）に参加した児童の割合	*2 8% (7.0%)	8.7% (6.9%)	達成

小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）に参加した生徒の割合	*2 16.2% (13.9%)	12.5% (15.2%)	未達成
小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）に参加した生徒の割合	*2 18.6% (18.0%)	20.6% (17.1%)	達成
中学校文化部活動活性化支援事業	文化部活動への加入率	*3 24.3% (16.8%)	21.9% (21.5%)	おおむね達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 19 年度（2007 年度）の目標数値及びその実績

*1 これまでの実績を基に、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*2 これまでの実績を基に毎年 1 ポイント（高等学校の部は、0.6 ポイント）ずつ増加させることを目標に、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*3 平成 22 年度（2010 年度）に 25% になるように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 中学校演劇鑑賞推進事業については、平成 19 年度（2007 年度）に演劇を鑑賞した生徒・教員・保護者を対象に実施したアンケートの結果や校長会からの意見を踏まえた演劇の内容にした。

今後とも、演劇を鑑賞したいと思う生徒が増えるよう、演目等について検討する必要がある。

- ・ 小・中・高校生による文化の祭典については、小学校・中学校の合同開会式、各校種の文化芸術活動の紹介を行う「オープニングイベント」（会場：シャレオ中央広場）を開催するなど、市民への広報活動を行った。また、校長会や広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市立高等学校文化連盟を通じて、積極的な児童生徒の参加について周知を図った。

中学校の部については、開催時期をはじめ、生徒が参加しやすい環境づくりを検討する必要がある。

- ・ 中学校文化部活動活性化支援事業については、中学校 62 校において、文化芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を指導者として招へいし、文化部活動の活性化を図った結果、大会において優秀な成績を収めるなどの成果があった。

「文化部活動の加入率」は、年々増加しているものの、今後も生徒の加

入を促す取組の一層の充実を図る必要がある。

【課題への対応】

- ・ 中学校演劇鑑賞推進事業については、演劇の内容について、生徒の実態を考慮するとともに、新学習指導要領のねらいを踏まえながら検討する。また、鑑賞に当たっての事前学習の一層の充実を図る。
- ・ 小・中・高校生による文化の祭典については、各学校の特色ある文化芸術に関する取組の質的な向上を図るために実施している「1校1文化芸術」を推進することにより、各学校における文化芸術教育の充実を図るとともに、文化の祭典への参加の機運を高める。
- ・ 中学校文化部活動活性化支援事業については、各中学校における外部人材の活動状況を確認・把握するとともに、指導者と学校との連携のあり方について指導・助言を行うことにより、文化部活動の一層の活性化を図る。

7 体力の向上

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

体力は、活力のある生活の源であり、児童生徒が学校はもとより、家庭や地域においても運動やスポーツに親しみ自発的に体力を高める習慣と態度を養うことが大切である。

「新体力テスト」(※) 結果における児童生徒の体力は、向上傾向が見られるものの、全国平均と比べるとまだ低い状況にあり、体力を向上させる取組の充実を図ってきた。

※ [新体力テスト]

目的 児童生徒が自分の体力や運動能力に関心を持ち、より一層能力を高める努力をすること。

対象 小学校 1 年生から高等学校 3 年生までの男女児童生徒

項目 「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「立ち幅跳び」、「50m 走」、「ソフトボール投げ（小学校）・ハンドボール投げ」、「20m シャトルラン・持久走」

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 体力つくりステップアップ事業の実施

ア 1 校 1 体力つくり事業の推進

年間を通じて、学期ごとや月別に目標を設定した体力つくりの取組を、全小学校で展開した。また、小学校 4 年生以上に「体力アップハンドブック」を配布し、日々の運動を記録させるとともに、運動の記録（貯筋（ちょきん）通帳）が、10,000 点を超えた児童に努力賞を授与し、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにした。

イ 「新体力テスト」の実施

小・中・高等学校の全児童生徒を対象に「新体力テスト」を実施し、結果公表を行った。

ウ 「体力アップ認定証」及び「体力優秀賞」の交付

「新体力テスト」の合計得点が前年度より 7 点以上アップした児童に「体力アップ認定証」を、また、全テスト項目の平均が全国平均を上回った小・中学校の児童生徒に「体力優秀賞」を交付した。

エ 教員の指導力の向上

小学校の体育の授業を充実させるとともに、体力向上の取組のより一層の推進を図るため、研修会を 2 回、また、講習会を 1 回開催した。

オ 啓発用リーフレットの作成

小学生保護者を対象に配布し、家庭や地域での運動やスポーツ活動時間を増やすよう啓発活動に努めた。

(2) 中学校運動部活動活性化支援事業の実施

生徒の多様なスポーツニーズに応じた活動を保障するとともに、運動部活動の活性化を図るため、平成 17 年度（2005 年度）に設置した「広島市立学校スポーツ活動支援人材バンク」（専門的技術・指導力を備えた地域のスポーツ経験者を指導者として登録し、小学校の体育、中学校の運動部活動の支援を行うための人材バンク）を活用するなど、広島市立中学校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた地域のスポーツ経験者 64 名（原則 1 校 1 名）を招へいた。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「新体力テスト」の実施	本市の平均値が全国の平均値以上になった項目数の割合	50%	33.3%	未達成
体力づくりステップアップ事業	体力アップ認定証の交付数の割合	* 22% (17%)	30.6% (21.7%)	達成
中学校運動部活動活性化支援事業	運動部活動の加入率	* 68.4% (73.3%)	67.9% (67.6%)	おおむね達成

【参考】 () 書きは、平成 19 年度（2007 年度）における目標数値及びその実績

* これまでの実績等を基に、体力づくりステップアップ事業にあつては毎年 5.5 ポイント、中学校運動部活動活性化支援事業にあつては毎年 0.8 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- 「体力アップハンドブック」の配布や各学校における「一校一体力づくり事業」を通じて、児童が自らの体力に関心を持ち、体力向上への意欲の高揚を図ることができた。「体力アップ認定証の交付数の割合」は目標数値を超えているが、より一層の向上を図る必要がある。
- 中学校における運動部活動加入者は、平成 19 年度（2007 年度）まで減少傾向にあつたが、各学校における魅力ある部活動の創造に向けた取組や外部指導者の協力等により、平成 20 年度（2008 年度）は上昇した。

顧問の実技指導力不足や高齢化、部員数の減少など、多くの課題があり、今後も、運動部活動のより一層の充実、活性化を図る必要がある。

【課題への対応】

- ・ 家庭や地域における運動量を確保するため、引き続き「体力アップハンドブック」を配布し継続的な取組の促進を図るとともに、家庭の理解と協力を得るよう学校に働きかける。
- ・ 楽しみながら長なわ跳びに取り組む「体力チャレンジ」や体力づくりの気運を高める「体力づくり標語」の募集を行うなど、より一層、体力向上の意欲の高揚を図る。
- ・ 体力の向上の観点から、生徒の多様なスポーツニーズに応え、運動部活動の活性化を図ることは大変重要であることから、今後とも地域のスポーツ経験者を指導者として派遣するとともに、「広島市立学校スポーツ活動支援人材バンク」制度の整備・充実により、更に幅広く外部指導者の人材の活用・協力を得て、運動部活動のより一層の充実・活性化を推進する。
- ・ 平成 21 年度（2009 年度）から、子どもたちの体力向上を支援することを目的として、学識経験者、学校関係者、教育委員会職員で構成する「子どもの体力向上支援委員会」を設置し、広島市の児童生徒の実態に即した運動プログラムを開発し、普及に努めることとしている。

8 規範性をはぐくむ教育の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

規範性をはぐくむための指導資料を各小中学校へ配付したり各種研修会を開催したりするなどして、教員の指導力向上を図る取組を進めてきた。

ボランティア手帳を各学校に作成・配付し、保護者や地域住民と連携して実施するボランティア活動を通して、児童生徒に社会貢献の心や思いやりの心を育成してきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 広島市の実態に即した教材や活動プログラムの開発

児童生徒が善悪を判断し、実践するたくましい自律心を身に付けることができるよう、大学関係者や教職員から構成する教材開発委員会を設置し、広島市の実態に即した教材・活動プログラムについて検討を進めた。

(2) 道徳の授業力パワーアップ研修の実施

教員の指導力の向上を図るため、優れた力量を持つ教員による公開授業などを行う「道徳の授業力パワーアップ研修」を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市の実態に即した教材や活動プログラムの開発	教材や活動プログラムの開発・作成時期	平成 21 年 (2009 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	達成
道徳の授業力パワーアップ研修の実施	道徳の授業力パワーアップ研修の実施回数	12 回	12 回	達成

【実施状況に関する評価・課題】

- 教材開発委員会を 5 回開催し、意識実態調査の分析結果等を踏まえ、教材・活動プログラムの内容や指導方法等について検討を行い、「法やきまり

の遵守」や「社会生活上のルール、公德心」などの4領域21プログラムからなる「第一次とりまとめ」を策定した。

- ・ 道徳の授業力の向上を目指し、全小・中学校の道徳教育担当者を対象として、小学校7校、中学校3校において、規範性をテーマとした授業研修会を計10回開催するとともに、大学関係者による講話や実践交流を行う全体研修会を計2回開催した。
- ・ 各プログラムの効果等を検証するための実践研究を行う必要がある。
- ・ 各学校の道徳担当者がより一層実践的指導力を身に付け、自校の道徳教育充実のための指導体制を確立する必要がある。

【課題への対応】

- ・ 引き続き、教材開発委員会を開催し、新たに指定した小・中学校の教材開発協力校における実践研究の成果等を踏まえ、教材・活動プログラムの内容の見直し等を行い、年度末までに「最終とりまとめ」を策定する。
- ・ 各学校の道徳教育担当者が、教材・活動プログラムの内容や指導方法等を学び、自校の道徳教育の実践に生かすことができるよう、プログラムの実践研究を行う教材開発協力校において、公開研修会を実施する。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

近年の少子化・核家族化等の社会情勢の変化を背景に、就学前教育・保育を取り巻く状況は大きく変わりつつあり、長時間保育や一時保育、就学前教育・保育の質的向上、子育て支援の充実等の課題が生じている。

こうした中、平成 17 年（2005 年）3 月に「幼稚園と保育園のよりよい連携のあり方検討委員会」の検討結果を取りまとめるとともに、平成 18 年度（2006 年度）には幼稚園・保育園と小学校が連携して年間指導計画の作成や指導の在り方等について実践研究を行う「幼・保・小連携推進事業」を 34 小学校区で、平成 19 年度（2007 年度）には 70 小学校区で実施してきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 「就学前教育・保育プログラム」の推進

平成 20 年（2008 年）5 月に、コミュニケーション能力の向上、基本的な生活習慣の定着を主な目的とした「就学前教育・保育プログラム」を策定し、全 27 園でモデル実施した。

(2) 幼・保・小連携推進事業の実施

140 小学校区において幼稚園・保育園・小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「就学前教育・保育プログラム」の策定	就学前教育・保育プログラムの策定期限	平成 20 年 (2008 年) 5 月末	平成 20 年 (2008 年) 5 月	達成
幼・保・小連携推進事業	小学校区ごとの幼稚園・保育園・小学校合同の研修会や交流授業の実施回数	6 回 (6 回)	6 回 (6 回)	達成

【参考】 () 書きは、平成 19 年度（2007 年度）における目標数値及びその実績

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 本市独自の「就学前教育・保育プログラム」を策定した。今後は、その普及を図る必要がある。
- ・ 各小学校区内にある幼稚園（公立・私立）、保育園（公立・私立）と小学校の連携推進委員から成る小学校区連携推進委員会を設置し、幼・保と小学校が連携して年間指導計画の作成のあり方や就学前教育から小学校教育へのスムーズな移行を図るための指導のあり方等について全小学校区で実践研究を進めることができた。

【課題への対応】

- ・ 推進計画の２つの柱（①「多様なニーズに応じた就学前教育・保育の充実」と「小学校教育との接続の円滑化」を目指した施策の展開、②市立幼稚園、保育園のあり方の検討）に沿って、具体的な取組を実施する。
- ・ 年間６回以上の合同研修会、交流授業を継続し、新たに「幼稚園に行こう週間」に取り組み、幼・保・小の教職員の連携を一層充実する。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

近年の出生者数の減少に伴い、全国的に小・中学校の児童生徒数が減少している中、本市においても 1 校当たりの児童生徒数、学級数はともに減少してきており、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い、児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の問題が懸念されている。

また、老朽校舎の改築や校舎耐震補強、校舎維持補修等に多額の費用を要し、市財政への影響も大きくなってきた。

このため、これまで教育委員会内部において研究を行ってきたところであるが、急務であった過大規模校（31 学級以上）への対処を優先してきたこと、また、少人数教育推進のための段階的プランに基づく学級規模により検討を行う必要があったことから、学校の適正配置について本格的に検討するまでには至らなかった。

そうした中、過大規模校（31 学級以上）への対処が、おおむね終息する見通しとなったこと、また、少人数教育推進のための段階的プラン（第 I 期）が平成 20 年度（2008 年度）から実施となったことから、学校の小規模化に伴う諸課題に対処するため、学校の適正配置について検討を行う準備を進めた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

学校の適正配置について検討を進めるに当たり、平成 20 年（2008 年）7 月に、学識経験者、保護者団体及び地域団体の関係者並びに市民委員等により構成する「広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議」を設置した。

この会議では、市民アンケートを実施するなど幅広い観点から学校の適正配置についての検討を進め、6 回にわたる会議での議論を集約した後、平成 21 年（2009 年）3 月に報告書を取りまとめ、本市へ提出した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
公立小・中学校の適正配置検討	検討組織での最終取りまとめ時期	平成 21 年 (2009 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	達成

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 目標どおり平成 21 年 (2009 年) 3 月、「広島市立学校適正配置のあり方に関する報告書」を受理した。
- ・ 報告書では、適正配置の基本方針、学校の適正規模 (1 学級当たりの人数、1 学年当たりの学級数)、適正配置の実施に当たっての留意点 (望ましい通学距離及び通学方法、適正配置の主な実施手法、地域社会への配慮) など、学校の適正配置に取り組む上で必要な事項について検討が行われている。
- ・ 今後は、対象校を選定するなど、具体的な検討を進める。

【課題への対応】

- ・ 平成 21 年度 (2009 年度) に学校の適正配置計画を策定する。
- ・ 計画の策定に当たっては、各学校について通学距離や公共交通機関の状況、保有教室等の状況や校舎の継続利用の可能性、学校と地域コミュニティとのかかわり、児童生徒数の今後の推移などの現状調査を行い、その実態を十分把握する。
- ・ こうした現状調査と本報告書を踏まえた計画とする。

1.1 広島特別支援学校の建替

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

平成 17 年度（2005 年度）に「広島養護学校の建替えに係る基本構想」を策定し、移転改築を念頭にまとめた。

平成 19 年度（2007 年度）末、建替え候補地を南区出島二丁目のメッセ・コンベンション等交流施設用地 10.5ha の東側 2.5ha とし、基本計画を策定（平成 20 年（2008 年）6 月）した。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 基本計画（平成 20 年（2008 年）6 月策定）

策定した基本計画について、学校関係者、保護者（53 名、133 件）から意見を聴取した。

(2) 基本設計・実施設計

プロポーザルにより設計者を選定し、着手した。

- ・ プロポーザル 平成 20 年（2008 年）7 月～10 月
- ・ 基本設計・実施設計着手 工期：平成 20 年（2008 年）10 月～平成 22 年（2010 年）1 月

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島特別支援学校の建替	基本設計着手の時期	平成 20 年（2008 年）10 月	平成 20 年（2008 年）10 月	達成

【実施状況に関する評価・課題】

計画どおり、基本設計・実施設計に着手することができた。今後、基本計画策定時に寄せられた学校関係者及び保護者からの意見を精査しながら設計に反映し、平成 21 年度（2009 年度）中に実施設計を完了させ、平成 24 年度（2012 年度）開校の目標を達成できるよう取り組む。

【課題への対応】

学校と協議を密にしながら、基本設計策定を早期に完了させる。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

生活習慣の確立や学力の向上を図るとともに、子どもの精神的・人間的成長を促すことを目的に、子どもの発達段階、家庭状況などに応じて、人生経験の豊富な大人（メンター）が 1 対 1 の関係で交流し、子どもを支援する「メンター制度」（※）を平成 17 年度（2005 年度）から本格的に実施してきた。

平成 19 年度（2007 年度）は、29 名が交流を開始し、平成 18 年度（2006 年度）からの継続利用者 32 名と合わせ、61 名が交流を行った。

※「メンター制度」

「メンター」という言葉は、ギリシャのホメロスの叙事詩『オデュッセイア』の主人公オデュッセウス王が息子の教育を託す人物として選んだ老賢人「メントール」という男性の名前に由来している。アメリカでは、企業の人材育成をはじめ、教育の分野でも導入され、約 100 年の歴史を持つ制度であるが、日本では、平成 16 年（2004 年）1 月から自治体で初めて本市が導入し、学習意欲や積極性の向上、不登校の改善など、子どもの成長に効果を上げている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 多様なメンターの確保

メンターと子どもの交流がより効果的に行われるよう、大学や関係機関、ボランティア団体などと連携を図り、多様なメンターの確保に努め、平成 22 年度（2010 年度）中に登録者が平成 18 年度（2006 年度）の 2 倍の 200 名を超えるよう、その拡大を図った。

(2) 利用者の拡大

平成 20 年度（2008 年度）は 80 名以上の子どもたちが交流するよう利用の拡大を図った。また、暴走族予備軍など問題を起こす可能性のある青少年やひきこもり状態にある青少年等への制度の紹介を行った。

(3) 広報・啓発活動の推進

(1)、(2)の実現を図るため、利用者説明会の開催、保護者・小中学校教諭・関係機関などへの制度説明など、積極的に制度の広報・啓発活動を行った。

(4) メンター相互の連携と資質及び能力の向上

メンターだよりの発行や研修会の実施などにより、メンター相互の連携と情報の共有化を進めるとともに、資質及び能力の向上を図った。

(5) 多様な交流の場や機会の確保

メンターが子どもの自宅外でも交流できるよう、公民館や学校、スポーツセンター等、交流の場や機会についての情報提供を進めるとともに、交流行事を開催した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
メンター制度の推進	メンター制度の交流 組数	* 80組 (60組)	81組 (61組)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

* これまでの実績を基に前年度より 20 組ずつ拡大していくことを目標に、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

本格実施 4 年目を終え、数値目標は達成できたものの、地域によりメンター登録者数や利用希望者数に偏りがあることから、未交流のメンターと利用者がある状況である。

【課題への対応】

本市の全体的な利用者数の増加を図る必要があることから、これまで以上に制度の P R 活動に努め、メンター登録者及び利用希望者の増加を図る。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

子どもたちの平和意識の低下が懸念される中、子どもたちに被爆体験を確かに継承し、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成することが喫緊の課題である。

こうしたことから、各学校において、本市教育委員会が作成・配布した平和教育の指導資料を活用して、平和についての自らの意見・提言を発表する活動や、被爆体験を聴く会及び平和を考える集い等の開催などに取り組み、平和教育の充実を図ってきた。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) こどもピースサミットの実施

小学生の平和についての意識を高めるため、「こどもピースサミット」への意見作文の応募者数の拡大に向けた取組を行った。

(2) 中・高校生によるヒロシマの継承と発信の実施

中・高校生の世界恒久平和実現に貢献する意欲や態度を育成するため、「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数の拡大に向けた取組を行った。

(3) 「平和への誓い」アクションプログラムの実施

平和交流会やテレビ会議を開催し、平和メッセージを発信するなど、「平和への誓い」を具体化する取組を行った。

(4) 平和を考える集い等の開催

市立学校において、8月6日の平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

(5) 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
こどもピースサミット	「こどもピースサミット」へ作品を応募した児童の割合	*1 66% (37%)	81% (59%)	達成
中・高校生によるヒロシマの継承と発信	「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数	*2 14グループ (11グループ)	11グループ (11グループ)	未達成
「平和への誓い」アクションプログラムの実施	海外・県外の学校と平和交流を実施した校数	*3 23校	44校	達成
平和を考える集い等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で平和を考える集い等を開催	205校 (205校)	205校 (205校)	達成
被爆体験を聴く会等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で被爆体験を聴く会等を開催	205校 (205校)	195校 (205校)	おおむね達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

- *1 これまでの実績を基に毎年 7 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。
- *2 これまでの実績を基に平成 22 年度 (2010 年度) に 20 グループとなるよう、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。
- *3 これまでの実績を基に平成 22 年度 (2010 年度) に 28 校となるよう、平成 20 年度 (2008 年度) の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ こどもピースサミットへの作品応募数の増加や海外・県外の学校と平和交流を実施した校数が目標数値を超えるなど、平和について自主的、実践的な取組を行う児童生徒や学校が増えている。
- ・ 全校において平和を考える集い等が実施されるなど、各学校における平和教育の取組が充実してきている。
- ・ 被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が困難となっている。
- ・ 子どもたちが被爆体験を語り継ぎ、平和メッセージを広く発信する取組をより一層推進していく必要がある。

【課題への対応】

- ・ 被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の全校実施に向け、開催趣旨等の周知に引き続き取り組む。
- ・ 中・高校生によるヒロシマの継承と発信など平和メッセージを発信する取組の充実に向け、校長会等において、こうした取組の早期の周知に努める。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

今日の環境問題は、地球温暖化や都市・生活型公害など、我々の日常生活や社会経済システムに深くかかわっており、こうした問題に対処していくためには、事業者、市民、行政といったすべての主体が、環境に配慮した行動をとっていくことが必要である。

本市の教育行政分野においても、自然の美しさに感動し、ふるさとを愛する心を基盤に、環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することを目的として、各学校における教育活動全体の中で、環境教育に取り組んでいる。

具体的な取組としては、体験活動を重視し、自然とのふれあい活動や地域の美化・清掃活動、学校におけるごみの分別・リサイクル活動や学校給食によるごみの量の削減、グリーンマーク集めによる緑化推進活動などの多様な取組を行っている。また、環境局や各種団体等との連携を図り、夏休みこどもエコチャレンジ事業や牛乳パックリサイクルなどの環境関連事業に参加している。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 環境教育に係る指導計画等の作成

各小・中・高等学校、広島特別支援学校において、環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成するとともに、環境教育実践事例集等を作成した。

(2) 温度調査の実施及び壁面緑化・雨水タンクの設置

ア 温度調査の実施

夏期の学校の暑さの実態を把握するため、全小・中学校において普通教室の温度調査を7月から10月にかけて計5回（1回は1週間単位）実施した。

イ 壁面緑化・雨水タンクの設置

市立の小学校2校に、雨水タンクの設置及び壁面緑化に取り組み、児童や来校する市民に環境問題が身近なものとしてとらえられるとともに、生きた環境教育の教材として活用した。（実施校数 小学校2校）

・ 壁面緑化の実施

児童とともにノアサガオ（オーシャンブルー）を植え、育成し、普通教室を中心に壁面を緑化し、緑化した教室とそうでない教室の温度差等を計測・データとする（実績1～3度の低減）

- ・ 雨水タンクの設置 500 校/校
壁面緑化に使用するノアサガオ（オーシャンブルー）への散水に利用

(3) 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進

実施校の取組状況と成果を全小・中学校に紹介するとともに、関係部局とも連携して環境教育の重要性について学校への啓発を行い、実施校の増加に努めた。

(4) 学校給食における地場産物の使用割合の増加

学校給食の米についてはすべて県内産、野菜・果物については可能な限り県内産を使用するとともに、毎月1～2回「地場産物の日」を実施した。

(5) 学校給食によるごみの量の減量

学校給食が生きた教材となるよう献立内容を充実するとともに、学校給食指導に活用する指導資料集を作成配付し、学校給食指導の充実に取り組み、食べ残しによるごみの量の削減に努めた。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
環境教育に係る指導計画等の作成	平成 21 年度 (2009 年度) 3 月末までに環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成した小・中・高校、広島特別支援学校の割合	100%	100%	達成
壁面緑化・雨水タンクの設置	年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックのリサイクルの推進	実施校の増加の割合	*1 10%	11.9%	達成
学校給食における地場産物の使用割合の増加	学校給食における地場産物の使用割合	*2 20%	23.9%	達成
学校給食によるごみの量の削減	センター調理方式と民間調理委託方式の残食率	*3 10%	センター 小 19.1% 中 4.6%	未達成

	の減少率		民間調理 6.5%	
--	------	--	--------------	--

*1 平成 22 年度（2010 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）から 20%増加するように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*2 平成 22 年度（2010 年度）までに 30%以上となるように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*3 平成 22 年度（2010 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）から 20%減少するように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成することにより、学年ごとに各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における環境に関する指導の内容を抽出・整理することができ、計画的・系統的な指導を行うことなど、より一層の充実を図ることができた。
- ・ 壁面緑化は、教室温度の低減に一定の効果があり、児童の環境教育への興味・関心を高め、学校の教育活動に生かされた。
- ・ 今後、壁面緑化・雨水タンクの設置事業費の縮減策を検証し、実施校数を拡大していきたい。
- ・ 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進及び学校給食における地場産物の使用割合の増加については、目標どおり達成できた。
- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高める必要がある。
- ・ 「地場産物の日」をより一層拡充する必要がある。

【課題への対応】

- ・ 環境学習で学習したことを、主体的に生活の中に取り入れていく実践力の向上を図るため、生活と関連させた環境学習の充実を図る。
- ・ 花壇の代用としてプランターによる植栽等について、平成 21 年度（2009 年度）中に検証する。
- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高めるため、学校給食指導の資料に牛乳パックリサイクルの実践事例を盛り込み、指導に活用する。
- ・ 「地場産物の日」の回数を増やすとともに、100%県内産米を使用した米飯給食の回数を増やす。
- ・ 食に関する指導等の機会をとらえ、食事の重要性について周知することにより、残食率の低下を目指す。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

各地で、学校内への侵入事件や、児童生徒が不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事件が多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保は重要な課題である。本市では、平成 17 年(2005 年)11 月 22 日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動 10 万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の 6 項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、子どもを犯罪から守るためには、子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 見守り・巡回活動の推進

ア 「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進

組織的な見守り活動者 3 万人と日常生活に組み込まれた見守り活動者 7 万人の確保をめざし、「子どもの見守り活動 10 万人構想」を推進した。

イ 「子ども安全の日」事業の実施

毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心として、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

ウ 巡回用バイク等の運用

各小学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

エ 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

(2) 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

ア 「安全意識啓発マップづくり」を市立小学校のほぼすべてのクラスで行った。

イ 防犯教室を市立のすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

ウ 学校安全対策の充実のため、6 月と 11 月の年 2 回、市立の幼稚園、小

学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の園長・校長や安全対策担当者を対象とした研修会を開催した。

(3) 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るため、11月に講演会を開催したほか、各地域での活動を「みんなで守ろう子どもの安全」のホームページで多数紹介した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「子どもの見守り活動10万人構想」の推進	組織的及び日常生活に組み込まれた見守り活動者数	100,000人	87,000人	おおむね達成
「子ども安全の日」事業の実施	各小学校の「子ども安全の日」における取組の実施率	100% (100%)	90% (89%)	おおむね達成
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域学校安全指導員の各小学校への巡回指導（2週間に1回）の実施率	100% (100%)	100% (100%)	達成
防犯ブザー購入費の支給	購入費を支給した児童の所持率	100% (100%)	77.3% (85%)	未達成
巡回用バイクの運用	1小学校当たりの使用回数	*1 70回 (70回)	62回 (69回)	おおむね達成
通学路の定期的な点検の実施	年1回以上の点検の実施率	100%	100%	達成
安全意識啓発マップづくり	マップづくり（全クラス）の実施率	100% (100%)	99% (98%)	おおむね達成
講演会の開催その他	講演会の参加者数	*2 600人 (600人)	629人 (634人)	達成

【参考】（ ）書きは、平成19年度における目標数値及びその実績

*1 これまでの実績の倍増となるよう、平成20年度（2008年度）の目標数値を定めた。

*2 使用施設の定員を基に、平成20年度（2008年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進について、なお多くの不審者事案が発生しており、引き続き、組織的見守り活動と日常生活に組み込まれた見守り活動の充実を図る必要がある。
- ・ 毎月 22 日の「子ども安全の日」の取組や、小学校ごとの「子どもの安全を守る連絡協議会」等を通じて、より一層、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進していく必要がある。
- ・ 防犯ブザー購入費を支給した児童の防犯ブザー所持率が 100%になるよう、更に保護者への意識啓発を行っていく必要がある。
- ・ 巡回用バイクの活用が十分でない学校があるため、有効に活用されるように徹底していく必要がある。
- ・ すべての小学校において通学路の安全点検を行い、「子どもの安全を守る連絡協議会」等で安全対策について検討した。
- ・ 安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等により、子どもの危険回避能力の向上を図ることができた。
- ・ 子どもの安全に係る講演会に、保護者や地域団体等の方に多数参加していただき、意識啓発を図ることができた。
- ・ 侵入者対策など、学校内の安全対策を充実していく必要がある。

【課題への対応】

- ・ 子どもの見守り活動を充実するため、買い物や散歩などの日常生活を登校時間帯の午前 8 時前後と下校時間帯の午後 3 時以降に行う「8・3（ハチサン）運動」を展開する。
- ・ 子どもの安全についての危機管理意識を持続するため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、新たに「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組^(※)を進める。
- ・ 防犯ブザーを確実に購入し所持していただけるよう、保護者への意識啓発に努める。
- ・ 巡回用バイク等が有効に活用されるよう徹底するとともに、十分な利用がされていない場合は、他の小学校の自転車等との交換などを検討する。
- ・ すべての小学校において通学路の安全点検を継続して実施するとともに、児童生徒の危険回避能力や対処能力を高めるため、引き続き、小学校の全クラスにおける安全意識啓発マップづくり等に取り組んでいく。
- ・ 警察への非常通報装置の導入など、学校内への侵入者対策の充実を図る。

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成 17 年（2005 年）11 月 22 日の下校中に殺害された木下あいりさんが育てていたヒマワリの種を受け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

本市では、「広島市教員研修体系」に基づき、教職員が各ライフステージ及び各職務等に応じた資質能力を高めるための組織的・計画的な研修を実施してきた。

学校の教育力を高める人材を育成する観点から、研修講座の充実及び個別支援、情報提供を中心として校内研修や自己研修の支援の一層の充実に努めている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 研修講座の実施

初任者研修や 10 年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、新任教務主任等の職務に応じた研修、各教科等の指導力向上を目指す研修等を年間にわたって 119 講座開設・実施した。実施に当たっては、研修講座ごとに目標を設定し、その達成状況を受講者へのアンケートにより把握した。

(2) 授業づくりなど教育実践上の課題に対する校内研修・自己研修支援

教育実践上の課題に対する相談に個別に応じることにより、校内研修や自己研修を支援した。

(3) 教育センター内部 Web ページでの指導・研修情報の提供による個別支援

教育実践上の問題解決に必要な指導・研修情報を教育センター内部 Web ページで提供することにより、自己研修を支援した。また、市立学校・園の教員による授業・保育実践ビデオを収集し、研修講座等で活用するとともに、校内研修や自己研修で活用できるよう平成 21 年（2009 年）3 月末までに Web ページで配信した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座の実施	研修講座に満足したり研修内容を活用したいと思ったりした受講者の割合	平均 90% 以上 (平均 90% 以上)	平均 90.5% (平均 90.3%)	達成

授業づくりなど教育実践の課題に対する校内研修・自己研修支援	サテライト研修の年間開催数	年間 30 回実施 (年間 24 回実施)	年間 41 回実施 (年間 30 回実施)	達成
教育センター内部 Web ページでの指導・研修情報の提供による個別支援	コンテンツの開発・作成時期	平成 21 年 (2009 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

【実施状況に関する評価・課題】

- 各研修講座において、それぞれの目的に応じて、講義形式だけでなく、実地授業や模擬授業、学習指導案の作成や授業の公開、生徒指導上の問題点やその解決策について協議する事例研究、民間企業等での実務研修など実践的かつ課題解決的な研修方法を取り入れるとともに、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう研修の充実に努めることができた。今後更に研修の内容や方法の工夫改善を図る必要がある。
- 各学校において、指導主事が授業研究に関する講義・演習を実施したり実践にかかわったりする「サテライト研修」を企画し、授業研究の活性化に向けた支援を年間 41 回行った。実施に当たっては、可能な限り学校のニーズに対応するよう努めてきた。「サテライト研修」の要請が増加する状況にある中、今後もこうした取組を継続し、より一層内容の充実に努める必要がある。
- 教育用コンテンツの開発・作成に係る実践研究を行い、小学校の理科と体育に係るコンテンツを平成 21 年 (2009 年) 3 月末までに開発・作成することができた。今後、研究成果が広く活用されるようその普及に努める。

【課題への対応】

- 研修の内容や方法の工夫改善として、実習や演習、社会体験など、実践的かつ体験的な研修をより積極的に導入したり、研修形態の少人数化を促進したりしていく。また、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう、具体的な手だてを工夫し実施する。
- 主幹教諭を対象として、学校運営を円滑に推進するために組織を動かすことができる人材の育成を目指した研修を新たに実施する。
- サテライト研修に対する学校のニーズの高まりへの対応として、各学校の

実態に即した研修を年間 30 回以上実施する。

- 新たな自己研修の支援として、月 1 回土曜日に教育センターを開館し、研修の機会や場を提供するとともに教育実践上の課題に対する相談に応じる。
- 教育実践上の課題解決に役立つ教育研究を行い、その成果をリーフレット等として平成 22 年（2010 年）3 月末までに全教職員に配付することにより自己研修を支援する。

1.7 食育の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

昨今、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じている。

食育は、あらゆる世代の市民に必要なものであるが、とりわけ子どもたちには、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいくため、食育の推進が求められている。

こうした状況の中、平成 17 年（2005 年）7 月に食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が施行され、これを受けて国においては平成 18 年（2006 年）3 月に「食育推進基本計画」を策定した。本市においても、平成 19 年（2007 年）7 月に「広島市食育推進会議」を設置し、健全な食生活を実践する市民を増やすことを目標に、平成 20 年（2008 年）3 月に「広島市食育推進計画」を策定した。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

「広島市食育推進計画」に盛り込んだ食育推進プログラムの実施を推進した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進計画の実施	食育推進プログラムの事業実施率	食育推進計画に取りまとめた 120 件の食育推進プログラムについて、114 件〈95%〉の事業を実施する。	116 件 〈97%〉	達成

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 目標どおり、食育推進プログラムを実施した。
- ・ 食育は、健康、子どもの健全育成、食の安全、食料問題など、幅広い分野にかかわる問題であることから、関係局の各担当課と、相互の情報交換・

連絡調整を密にし、各事業の連携を図ることで事業効果を高めていくことが課題である。

- ・ この計画の各事業は、行政だけでなく、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者などの多様な主体が実施主体となっている事業も含まれており、それぞれが互いの連携を密に協働して進め、各事業を「点から線へ、線から面へ」とつなげるよう、その調整を図ることが課題である。

【課題への対応】

- ・ 関係各課との連携を密にするため、関係局長会議及び作業部会を随時、開催する。
- ・ 広島市食育推進会議が指定した 12 の重点プログラムを実施するに当たり、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など多様な主体と協働して取り組むとともに、このプログラムの中でも、特に「ひろしま食育ネットワーク事業」は、各実施主体間の調整に当たって有効な事業であるので、この事業を積極的に推進していく。

1.8 学校における食育の推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

近年の食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、朝食の欠食、栄養バランスを欠いた食事、個食・孤食など、児童生徒の心身の健全な発達に大きな影響を与える食に起因する様々な問題が増加しており、学校給食を中心とした学校における食育の推進がますます重要となってきた。

こうした中、平成 19 年（2007 年）3 月、安全でおいしい給食推進検討委員会から、食物アレルギーがある児童生徒への対応や、衛生管理の強化、学校給食センターの献立の充実等、学校給食の充実を内容とする提言を受け、平成 19 年度（2007 年度）にこの提言の内容を推進するための具体的な計画を策定した。

一方、本市においては、健全な食生活を実践する市民を増やすことを目標に、平成 20 年（2008 年）3 月に「広島市食育推進計画」を策定した。

また、平成 16 年度（2004 年度）から南区の小学校において国のモデル事業を実践する中で、給食指導と各教科指導の指導内容の充実を図るとともに、学校内の食育指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図り、学校における食育の推進に努めてきた。平成 19 年度（2007 年度）は、それらの成果と課題を踏まえ、中学校区における食育の推進、学校栄養職員未配置校における食育の推進等について実践研究を行った。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 教職員研修の充実

食育推進担当者研修を 3 回、校長リーダーシップ研修を 1 回、養護教諭・栄養教諭等の合同研修を 1 回行った。

(2) 食に関する指導内容の充実

小学校、中学校において食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成し、計画的に学校教育活動全体を通じて食に関する指導に取り組んだ。

(3) 食育推進モデル事業の実施

平成 16 年度（2004 年度）～平成 18 年度（2006 年度）に南区の小学校で実施したモデル事業の成果と課題を踏まえ、平成 19 年度（2007 年度）から 2 か年で、中学校区における食育の推進、学校栄養職員未配置校における食育の推進等について、6 中学校区 19 校（小 13 校・中 6 校）で実践研究を行った。

(4) 安全でおいしい給食の推進

「安全でおいしい給食推進検討委員会」の報告を受けて、平成19年度（2007年度）に策定した具体的な計画に基づき、食物アレルギーがある児童生徒への対応、衛生管理の強化、学校給食センターの献立の充実等の課題に対応するため、施設・備品等の整備を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教職員研修の充実	研修の回数	5回	5回	達成
食に関する指導内容の充実	食に関する指導全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小学校 100%	全体計画 92.2% 年間指導計画 88.7%	おおむね 達成
食育推進モデル事業の実施	実践研究を行う学校数	19校〈小 13校・中6校〉	19校〈小 13校・中6校〉	達成
安全でおいしい給食の推進	アレルギー、ドライ運用に対応した備品、施設の整備	119施設 〈117校・2センター〉	120施設 〈117校・3センター〉	達成

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 教職員研修の充実については、目標どおり達成できた。
- ・ 食に関する指導内容の充実に関する目標は、おおむね達成できたものの、引き続き学校に対して啓発していく必要がある。
- ・ これまでの食育推進モデル事業の成果を、全市に普及・拡大させる必要がある。
- ・ 自校調理校における給食実施体制については、当面の方針決定を行ったが、学校給食センターの委託及び統合・建替については、引き続き検討する必要がある。

【課題への対応】

- ・ 食育推進モデル事業の成果を全市の小・中学校へ拡大するため、継続的

な啓発活動を実施する。

- ・ 学校給食センターのうち、特に老朽化が進んでいる佐伯区内の学校給食センターについては、施設の改修に要する経費を考慮しながら、統合・建替を含む再編整備について引き続き検討を行う。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

平成 14 年(2002 年)に「広島市学校評価システム検討会議」を設置し、先進事例や研究実践校の研究成果を基に検討を重ね、平成 16 年(2004 年)に「教育の質の向上」、「経営責任の明確化」、「「まちぐるみ」による教育の推進・充実」を目的とする本市独自の学校評価システムについて最終報告書を取りまとめた。

この検討会議での検討過程を踏まえ、広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則を改正して平成 15 年度(2003 年度)からすべての市立学校において自己評価を実施し、平成 17 年度(2005 年度)からは最終報告書の提言を踏まえ、保護者・地域住民等から構成される学校協力者会議に外部評価部会を設置して、すべての市立学校において外部評価（現行では、学校関係者評価）を実施している。

また、この間、学校評価の研究実践校を指定し、その研究成果を広く普及させるため実践発表会を開催したほか、実践事例集と学校評価ハンドブックを作成し、各学校に配付した。

平成 18・19 年度(2006・2007 年度)は、文部科学省の「義務教育の質に資する学校評価システム構築事業」を受託し、実践協力校を指定して自己評価及び学校関係者評価の充実のための実践研究を行い、学校評価シンポジウムを開催するなど、その研究成果の普及を図るとともに、「広島市学校評価システム第三者評価検討会議」を設置し、これまでの学校評価の成果と課題を整理しながら、専門家による第三者評価（以下、「専門家評価」という。）の導入についての最終報告書を取りまとめた。

加えて、平成 19 年度(2007 年度)には、日本評価学会が主催する学校評価コンソーシアム形成会議に参加し、指導主事等を対象とした学校評価に関する専門的な研修プログラムの開発とテキストの編集に協力するとともに、開発したプログラムに沿って指導主事を対象に学校評価指導者研修講座を実施した。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】**1 具体的な取組内容****(1) 自己評価・学校関係者評価の改善・充実のための実践研究****ア 実践校における実践研究**

実践校として、小学校 5 校（幟町小、広瀬小、宇品小、久地南小、矢野小）、中学校 3 校（江波中、温品中、東原中）を指定して、重点化を図った自己評価・学校関係者評価の効率的・効果的な実施について、

実践研究を行った。

イ 研究成果発表会（1～2月：4回実施）

全市立学校を対象に、実践校の研究成果報告を中心とする発表会を実施した。

ウ 実践報告書作成（3月）

実践校の実践研究の報告とともに、その成果を踏まえ、自己評価・学校関係者評価の見直しについて、取りまとめた。

(2) 専門家評価の実施

希望した学校3校（天満小、観音中、五日市中）に対し、学校経営・学校評価に関する専門家で構成する「評価委員会」を設置して、専門家評価を実施した。

- ・ 希望校の受付（4～5月）
- ・ 評価委員会の設置 6月
- ・ 評価委員会の開催 3回（6月、7月、1月）
- ・ 評価委員による学校訪問意見聴取 6月～7月
- ・ 対象校の決定
- ・ 評価チームの編成 7月（各チーム：チーフ[評価委員]1名、評価専門委員2名）
- ・ 評価チームによる学校訪問調査等 7～11月（各チーム2～5日）
- ・ 評価報告 3月

(3) 学校評価専門研修の実施

① 指導主事対象（3月：3日間）

前年度（平成19年度(2007年度)）に開発した指導主事対象の研修プログラムの一部改訂を行い、それに沿って指導主事対象の学校評価指導者研修講座を実施した。

② 教職員対象（12～1月：3日間）

前年度（平成19年度(2007年度)）開発した指導主事対象の研修プログラムを教職員向けに再編集し、それに沿って教職員対象の学校評価研修講座を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
学校評価の推進	学校教育を信頼している保護者の割合	* 64.4% (62%)	65.7% (64%)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成19年度(2007年度)における目標数値及びその実績

* 平成22年度(2010年度)に70%になるよう、平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 市民意識実態調査によると、学校教育を信頼している保護者の割合が年々増加しており、学校評価の取組を通して信頼される学校づくりが進みつつあることは評価できる。
- ・ 学校評価の見直しの趣旨（自己評価の重点化・効率化、学校に対する信頼の向上に資する学校関係者評価の実施）等について、学校の理解を図る必要がある。また、学校に対する指導・助言を行うため、指導主事の専門性を更に高める必要がある。
- ・ 専門家評価の意見・提言を踏まえて、関係各課による継続的な学校支援を行う必要がある。

【課題への対応】

- ・ 校長会等の機会を捉え、自己評価の重点化・効率化及び学校に対する信頼の向上に資する学校関係者評価の実施に向けた理解を図る。
- ・ 各学校が自己評価・学校関係者評価の見直しを進めるに当たり、参考となる具体的な事例を紹介する。
- ・ 指導主事対象の学校評価指導者研修講座及び教職員対象の学校評価研修講座を継続実施する。
- ・ 専門家評価を実施するとともに、その意見・提言を踏まえ、人事・予算への反映を含め、関係各課による継続的な学校支援を行う。

20 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、子どもの基本的な生活習慣の形成を阻害したり、子どもを犯罪に巻き込んだりするなど大きな問題を生み出しており、特にテレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの電子メディアとの健全なかかわり方が重要な課題となっている。

そのため、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる子どもを育むため、保護者、学校、市民、事業者等と本市が一体となった取組を推進した。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 電子メディアの利用に関する学習会の開催

青少年の電子メディアの適切な利用に当たって、保護者などが利用上の問題点や適切な使い方を習得するための学習会を開催した。

(2) 啓発大会の開催

青少年が電子メディアと上手に付き合っていくためにはどうすれば良いかといった観点から、市民全体で議論を進めていくとともに、条例の周知を図るため啓発大会を開催した。

(3) ノーテレビデー推進事業の実施

子どもたちが、テレビ、テレビゲームなどの電子メディアに長時間接触している現状は、基本的な生活習慣確立の阻害や、親子の触れ合う時間の減少などの問題を生み出している。

こうした状況から、家庭においてテレビなどのかかわり方について考えていく機会とするため、ノーテレビデー「家族で期間を決めてテレビ・ビデオを見ない、テレビゲームをしない取組」を行った。

(4) 青少年を有害情報から守るフィルタリング機能づくり

平成 20 年（2008 年）3 月に制定した「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」（平成 20 年（2008 年）7 月 1 日施行、一部同年 4 月 1 日施行）に基づき「広島市青少年と電子メディアに関する審議会」を設置するとともに青少年を有害情報から守るフィルタリング機能の基準を定めた。また、条例に関するリーフレットを配布するなど、啓発活動を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
電子メディアの利用に関する学習会の開催	学習会への参加者数	*1 30人 (30人)	45人 (44人)	達成
啓発大会の開催	電子メディア啓発大会への参加者数	*2 300人 (275人)	490人 (300人)	達成
ノーテレビデー推進事業の実施	ノーテレビデーに参加する家族数	*3 9,000家族 (8,500家族)	10,165家族 (7,560家族)	達成
青少年を有害情報から守るフィルタリング機能の基準づくり	青少年を有害情報から守るフィルタリング機能の基準の策定時期	平成20年 (2008年)7月	平成20年 (2008年)7月	達成

【参考】 () 書きは、平成19年度(2007年度)における目標数値及びその実績

*1 これまでの実績を基に、平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

*2 これまでの実績を基に毎年度ごとに前年度の1割増となるよう、平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

*3 これまでの実績等を基に、毎年500家族ずつ増加するよう平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 学習会や啓発大会の実施を通じ、電子メディアの適切な利用等に関して意識の向上を図ることができた。
- ・ ノーテレビデー推進事業に初級コースを設けたところ、参加家族数を増やすことができた。
- ・ 平成20年(2008年)3月に制定した「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」の周知を図り、保護者、学校、市民、事業者等と市が一体となった取組を進めるために、地域実態に即した事業を行う必要がある。

【課題への対応】

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」の施行に伴い、市民への啓発活動の軸となる人材の養成が必要である。このため、インストラクター養成講座などを開催し、引き続き電子メディア・インストラクターの増員を図る。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

不登校は、本人、家庭、学校、社会にかかわる様々な要因・背景が複雑に絡み合っている場合が多いことから、その解決に当たっては、学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭、関係機関等と密接に連携して取り組んでいくことが重要である。これまで、不登校に関する相談体制の充実や家庭・学校・関係機関等が連携したサポートシステムの整備に取り組んできている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 居場所づくりによる不登校児童生徒への支援

ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業（ふれあいひろばの運営）

学校へ行くことはできるが教室に入りにくい児童生徒に対しては、各小・中学校に開設した「ふれあいひろば」において、相談活動や学習支援などにより、教室への復帰や社会的自立に向けた支援を行った。

イ 不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室〔4か所〕）の運営

学校に行くことができない児童生徒に対しては、市内 4 か所に開設した「ふれあい教室」において、相談活動や学習指導などにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行った。

(2) ひきこもりの状態にある児童生徒への支援

ひきこもりの状態にある児童生徒に対しては、地域の「ふれあいひろば推進員」等が家庭訪問を行い支援した。また、支援のあり方に関する検討会議を開催することにより、関係部局と連携し、小・中学校在学中のひきこもり児童生徒への支援の充実を図った。

(3) 不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備（スクールカウンセラー活用事業）

すべての市立中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、中学校に配置したスクールカウンセラーの小中学校への派遣を拡充するなど小中学校における教育相談体制を充実させた。

また、小・中学校に不登校対応担当教員を置くとともに、当該教員に対し、関係機関との連携や組織的な対応に関する研修会を年 3 回開催した。

(4) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

大学と連携して、不登校やいじめ等の未然防止を図る予防的生徒指導の実践的な研究を行った。

(5) 青少年総合相談センターの運営

「市民と市政」や「教育ひろしま」、広島市ホームページを通じて「青少年総合相談センター」を広く市民へ周知し、青少年総合相談センターの利用の促進を図り、青少年や保護者の不安・悩みの解消へ向けた支援を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ・不登校等対策 ふれあい事業(ふれあいひろばの運営)	「ふれあいひろば」において支援を行った児童生徒の教室への復帰率	*1 30% (26%)	19.6% (30.1%)	未達成
不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室〔4か所〕)の運営	適応指導教室で支援を行った児童生徒の学校復帰率	*1 60% (58%)	55.4% (45.3%)	おおむね達成
ひきこもりの状態にある児童生徒への支援	不登校児童生徒のうち、ほとんど1日中、家にひきこもっている児童生徒の1,000人当たりの人数	*1 1.4人以下 (1.4人以下)	0.6人 (0.7人)	達成
不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備(スクールカウンセラー活用事業)	スクールカウンセラーがかかわった児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合	*1 38% (38%)	29.8% (34.2%)	未達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	実践的な研究を行う学校数	10校(小6校、中4校)	10校(小6校、中4校)	達成
青少年総合相談センターの運営	青少年総合相談センターでの延べ相談件数	*2 3,700件 以上	3,895件	達成

[参考] () 書きは、平成19年度(2007年度)における目標数値及びその実績

*1 過去5年間(ひきこもり状態にある児童生徒への支援にあつては、過去4年間)における実績数値の最高値を平成20年度(2008年度)の目標数値と定めた。

*2 過去5年間の延べ相談件数の平均を基に、平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 個々の児童生徒の教室復帰できない要因を分析するとともに、ふれあいひろば推進員と学級担任との連携を密にして、当該児童生徒がより多くの人とふれあう場面を取り入れる等、個別支援の工夫を図る必要がある。
- ・ 不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室〔4か所〕)の運営においては、不登校児童生徒の学校復帰へ向けて、一人一人の児童生徒の発達段階と状態に応じてきめ細やかな支援を行う必要がある。
- ・ ひきこもりの状態にある児童生徒への支援においては、ひきこもっている児童生徒の人数の目標値を達成した。
- ・ 不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備(スクールカウンセラー活用事業)においては、不登校の未然防止に向けて、校内の教育相談体制を充実させるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援が行えるようスクールカウンセラーの専門性をより生かすことが必要である。
- ・ いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進においては、実践校10校において実践的な研究を行うことができ、評価できる。
- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、不登校の要因は児童生徒ごとに様々であることから、個々の児童生徒の状況を的確に見極め、個々の児童生徒にあった適切で具体的な支援方法を見つけていく必要がある。

【課題への対応】

- ・ モデル校において、ふれあいひろば推進員の活動時間を拡充し、教室復帰に向けたふれあいひろば推進員と学級担任との連携のあり方、児童生徒がより多くの人とふれあう場面の設定等、効果的な支援方法について研究する。また、教室復帰へ向けた具体的な方法についてふれあいひろば推進員の理解を深めるため、ふれあいひろば推進員の研修会を開催する。
- ・ 「ふれあい教室」に臨床心理士を派遣し、個々の児童生徒の状況を把握し支援方法等について検討し、児童生徒一人一人に応じた支援の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラー、校長、生徒指導担当教員等を対象に連絡会や研修会を開催し、教育相談の内容や方法について共通理解を図る。
- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、様々な相談に対して、適切で具体的な助言ができるよう精神科医、臨床心理士の積極的活用や、相談員に対する研修の充実を図る。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

児童生徒のいじめ・暴力行為等の問題行動の背景には、家庭・学校・地域社会などの環境の変化や児童生徒自身あるいは大人、さらには社会全体の価値観の多様化などがある。それらが複雑に絡み合いながら影響し合っていることから、問題解決に当たっては、家庭・学校・地域社会が一体となり、社会全体で総合的に取り組むことが重要であり、これまで、学校における生徒指導体制の充実や家庭・学校・地域及び関係機関が連携したサポートシステムの整備に取り組んできている。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) いじめ等の問題行動への対応

各学校において、「いじめの兆候・サインチェックリスト」を活用し、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、「いじめに関するアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見に努めた。

また、平成 18 年（2006 年）12 月に改訂した「いじめ問題に関する指導の手引き」の活用などにより、いじめを行う児童生徒への指導の徹底など、いじめが発生した際の対応の充実・強化を図った。

(2) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

大学と連携して、不登校やいじめ等の未然防止を図る予防的生徒指導の実践的な研究を行った。

(3) 暴力行為等の問題行動への対応（スクールサポート推進事業）

ア 児童生徒の暴力行為等問題行動に対し、学校ごとに実効性のあるマニュアルを整備し、各学校の生徒指導体制の改善を図った。

イ 市立学校で発生した問題を事例化し、各学校・幼稚園への情報提供や管理職研修、生徒指導主事研修、校内研修等での活用を通し、生徒指導に関する教職員の資質の向上を図った。

ウ スクールサポート指導員が学校や地域において、相談・助言や居場所づくりを行い、学校と十分な連携のもと、問題行動のある児童生徒への支援に努めた。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ等の問題行動への対応	認知したいじめの解消率	100% (100%)	94.7% (95.6%)	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	実践的な研究を行う学校数	10校 (小6校、 中4校)	10校 (小6校、 中4校)	達成
暴力行為等の問題行動への対応(スクールサポート推進事業)	児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数	* 2.1件 (2.2件)	4.6件 (2.91件)	未達成

〔参考〕 () 書きは、平成19年度(2007年度)における目標数値及びその実績

* 平成17年度(2005年度)の実績数値から毎年5%減少するよう、平成20年度(2008年度)の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ いじめ問題については、早期発見・早期対応の充実に努める必要がある。
- ・ いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進においては、実践校10校において実践的な研究を行うことができ、評価できる。
- ・ スクールサポート指導員を有効的に活用する必要がある。

【課題への対応】

- ・ いじめのチェックリスト等を活用した児童生徒の的確な状況把握を今後も継続的に行うとともに、いじめを受けている児童生徒が安心して教師に相談できるよう、校内における教育相談の充実に努める。
- ・ スクールサポート指導員を有効的に活用するため、各学校の問題行動の発生状況を的確に把握し、派遣する時期や期間を適切に見極めるとともに、少年育成官などの関係機関の職員と密接な連携を図る。

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成 11 年（1999 年）の 27 グループ 272 人をピークとして減少傾向にあり、平成 19 年（2007 年）には 6 グループ 51 人にまで減少しているが、依然として週末の夜の市内中心部では暴走族のい集^(※)や集会が行われている。しかも、暴走族予備軍となっている非行少年グループが増加し、活動も活発化している。

これらの暴走族少年等の中には、暴力団とつながっている「面倒見」に操られ、強盗、恐喝、集団リンチなどを強要されている者もあり、根本的な解決に至っていないのが実情である。

このため、広島市暴走族追放基本計画及び広島市暴走族追放行動計画に基づいて、暴走族少年等に対し、加入の防止や離脱の促進を図り、自立を支援するための施策を継続して実施した。

※い集…多数の者が一定の場所に群がり集まること。うろつき、たむろすることも含まれる。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 暴走族への加入防止

ア 声かけ活動の推進

教員、青少年指導員、暴走族離脱相談員、広島中央地区環境保全対策協議会（本通商店街等）の会員等が、暴走族少年等がい集する週末の夜の市内中心部等において声かけを行い、暴走族等からの離脱へ向けた取組を実施した。

イ 暴走族加入防止・非行防止教室の開催

「暴走族加入防止・非行防止教室」をすべての市立学校で実施した。

(2) 広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言

学校、警察等関係機関と連携し、暴走族等への加入防止、非行からの立ち直り支援、暴走族等からの離脱に向けた相談・助言を行った。

平成 20 年度（2008 年度）には、前年度から継続している 42 人に新規の相談者 28 人を加えた 70 人について、延べ 426 回の相談を行った。

(3) 少年の居場所づくり・就労就学の支援

ア 青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施

暴走族少年等の立ち直りを図るため、文化・スポーツ・社会奉仕活動などを通して少年たちの居場所づくりのための活動を支援した。こ

の結果、平成 13 年度（2001 年度）に 6 団体であった活動団体数が、平成 20 年度（2008 年度）末には 31 団体に増加した。

また、居場所づくり団体相互のネットワークづくりを目的とした「居場所づくり支援セミナー」を開催した。

家庭や地域での居場所づくりの促進を目的とした「保護者学習会」（年 11 回）を開催した。

イ 就労・就学サポート事業の実施

暴走族少年等に対し、就労や学習・就学への取組を通して自立や立ち直りに向けた支援を行った。

平成 20 年度（2008 年度）は、就労については 23 人、学習・就学については 27 人に支援を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
声かけ活動の推進	声かけ活動の実施回数	週 1 回 〈毎週土曜日〉	週 1 回 〈毎週土曜日〉	達成
暴走族加入防止・非行防止教室の開催	市立学校での「暴走族加入防止・非行防止教室」の実施率	100%	100%	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言	暴走族少年等の新規相談者数	*1 17 人	28 人	達成
青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施	居場所づくり活動団体数	*2 30 団体	31 団体	達成
就労・就学サポート事業の実施	就労や学習・就学に向けた支援を行った暴走族少年等の数	*3 48 人	50 人	達成

*1 平成 19 年度（2007 年度）の暴走族構成員数を考慮して、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*2 平成 22 年度（2010 年度）の目標を 33 団体に設定しており、それに向けて平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

*3 過去 5 年間に就労や学習・就学に向けて支援を行った平均実績人数の 1 割増加となるように、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 声かけ活動を毎週土曜日の夜、市内中心部において実施するとともに、「暴走族加入防止・非行防止教室」をすべての市立学校で実施することができた。
- ・ 暴走族少年等がい集する週末の夜に、少年一人一人に対して声かけや街頭相談活動を行ったことで、新規の相談者数については、目標を上回ることができた。
- ・ 地域に出向いて、居場所づくり活動団体の掘り起こしを行うなどにより、目標を上回る 31 団体に対し支援を行った。
- ・ ボランティア等の協力による就労や学習・就学への取組を通して、目標を上回る 50 人の暴走族少年等に対し、自立や立ち直りに向けた支援を行った。

【課題への対応】

家庭（保護者）、地域、学校、警察等関係機関との連携を強化し、暴走族からの離脱や立ち直りを支援するとともに、加入防止に向けた取組を一層強化する。また、暴走族離脱相談員の相談技術の向上を図り、効果的な相談活動の充実に努める。

2.4 放課後等の児童の居場所づくりの推進

【平成 19 年度（2007 年度）までの取組】

核家族化の進展や共働き家庭の増加等により家庭の子育て機能が低下しており、子どもが放課後等に安心して活動が行える居場所の必要性が高まっている。

本市では、地域における児童健全育成や子育て支援の拠点として、1 小学校区に 1 館の設置を目標に児童館の整備を進めており、平成 20 年（2008 年）3 月末現在で 102 館整備している。

また、放課後午後 5 時ごろまで保護者が家庭にいないことが常態である小学校 1 年生から 3 年生までの低学年児童の健全な育成を図ることを目的に、留守家庭子ども会を設置・運営している。

【平成 20 年度（2008 年度）の実施状況】

1 具体的な取組内容

(1) 児童館の整備

古市児童館を平成 20 年（2008 年）7 月に開館するとともに、平成 21 年（2009 年）の開館に向け大町児童館の建設工事を行った。また、段原児童館について、平成 22 年（2010 年）2 月の開館に向け、実施設計を行った。

(2) 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区における放課後等の児童の居場所づくりとして、地域団体等の運営によって、8 か所で小学校施設を活用した放課後プレイスクール事業を実施した。

(3) 留守家庭子ども会の整備

留守家庭子ども会への入会希望者の増加に対応するため、留守家庭子ども会を小学校の余裕教室やプレハブ施設において 3 クラス増設し、148 クラスに増やした。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備	児童館の整備館数 [着工ベース]	104 館 (103 館)	104 館 (103 館)	達成
放課後プレイスクール事業の実施	実施小学校数	8 校 (7 校)	8 校 (6 校)	達成

留守家庭子ども会の整備	留守家庭子ども会 開設クラス数	148クラス	148クラス	達成
-------------	--------------------	--------	--------	----

〔参考〕 () 書きは、平成 19 年度 (2007 年度) における目標数値及びその実績

【実施状況に関する評価・課題】

- ・ 児童館の整備については、1 小学校区に 1 館整備する方針のもと、取り組んでおり、古市児童館を平成 20 年 (2008 年) 7 月に開館するとともに、平成 21 年 (2009 年) 5 月の開館に向け大町児童館の建設工事を、また、平成 22 年 (2010 年) 2 月の開館に向け段原児童館の実施設計を予定どおり行うことができた。
しかし、平成 20 年度 (2008 年度) 末現在で 139 小学校区中 103 学区にとどまっており、未整備学区への早期整備が喫緊の課題となっている。
- ・ 留守家庭子ども会は、共働き家庭の増加等による家庭の子育て機能の低下など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、放課後児童の健全育成に大きな役割を果たしており、入会希望者の増加に対応できるようにクラス数の増加を図っていく必要がある。
- ・ 放課後プレイスクール事業については、実施主体である地域団体等への働きかけを行った結果、新規実施校数が 2 か所増え、目標を達成できた。

【課題への対応】

- ・ 児童館の整備については、現下の厳しい財政状況の中、整備ペースを早めることは困難であるため、他の公共施設との合築や教室を活用した事業展開も検討する。
- ・ 放課後プレイスクール事業については、引き続き、地域・学校と連携を図りながら、新規実施校の拡大や運営実態に即した事業の拡充を進め、子どもたちの放課後等における安全な居場所を確保する。
- ・ 留守家庭子ども会の整備については、入会を希望する対象児童全員が入会できるよう、児童数の推移等を踏まえ引き続き整備場所の確保等を図る。

数値目標等の達成状況一覧

【1 学校施設の耐震化の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
屋内運動場の耐震化				
小学校屋内運動場耐震化対策事業	小学校屋内運動場の耐震化率	96%	96%	達成
中学校屋内運動場耐震化対策事業	中学校屋内運動場の耐震化率	95%	95%	達成
校舎の耐震化				
小学校校舎耐震化対策事業	耐震診断又は耐震補強工事立案の実施校数	30校	30校	達成
中学校校舎耐震化対策事業	耐震診断又は耐震補強工事立案の実施校数	8校	10校	達成

【2 少人数教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
少人数教育推進のための段階的プラン(第1期)の推進	35人以下の学級の実施学年	小学校1～3年生及び中学校1年生で実施	小学校1～3年生及び中学校1年生で実施	達成
少人数指導等の実施	「基礎・基本」定着状況調査の正答率60%以上の児童生徒の割合	80%	72.1%	おおむね達成

【3 基礎学力の向上】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「ひろしま型カリキュラム」の導入	研究開発・研究協力の学校数	27校	27校	達成
基礎学力向上推進事業	「基礎・基本」定着状況調査の正答率60%以上の児童生徒の割合	80%	72.1%	おおむね達成

【4 特別支援教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
特別支援教育体制充実事業	申請のあったすべての幼稚園・学校に対して巡回相談指導を行った割合	100%	100%	達成
特別支援教育アシスタント事業	特別支援教育アシスタントの配置人数	249人	249人	達成

【5 基本的生活習慣の確立】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
子どもの生活習慣確立支援事業	毎日朝食をとる児童生徒の割合	96.9%	94.6%	おおむね達成

【6 文化芸術教育の充実】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
中学校演劇鑑賞推進事業	今後、演劇を鑑賞したいと思う生徒の割合	85%	84.9%	おおむね達成
小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）に参加した児童の割合	8%	8.7%	達成
小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）に参加した生徒の割合	16.2%	12.5%	未達成
小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）に参加した生徒の割合	18.6%	20.6%	達成
中学校文化部活動活性化支援事業	文化部活動の加入率	24.3%	21.9%	おおむね達成

【7 体力の向上】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「新体力テスト」の実施	本市の平均値が全国の平均値以上となった項目数の割合	50%	33.3%	未達成
体力づくりステップアップ事業	体力アップ認定証の交付数の割合	22%	30.6%	達成
中学校運動部活動活性化支援事業	運動部活動の加入率	68.4%	67.9%	おおむね達成

【8 規範性をはぐくむ教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市の実態に即した教材や活動プログラムの開発（規範性をはぐくむ教育の推進事業）	教材や活動プログラムの開発・作成時期	平成 21 年（2009 年）3 月	平成 21 年（2009 年）3 月	達成
道徳の授業力パワーアップ研修の実施（規範性をはぐくむ教育の推進事業）	道徳の授業力パワーアップ研修の実施回数	12 回	12 回	達成

【9 幼・保・小連携の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「就学前教育・保育プログラム」の策定	就学前教育・保育プログラムの策定期限	平成 20 年（2008 年）5 月末	平成 20 年（2008 年）5 月	達成
幼・保・小連携推進事業	小学校区ごとの幼稚園・保育園・小学校合同の研修会や交流授業の実施回数	6 回	6 回	達成

【10 広島市立小・中学校の適正配置等の検討】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
公立小・中学校の適正配置検討	検討組織での最終取りまとめ時期	平成 21 年 (2009 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	達成

【11 広島特別支援学校の建替】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島特別支援学校の建替	基本設計着手の時期	平成 20 年 (2008 年) 10 月	平成 20 年 (2008 年) 10 月	達成

【12 メンター制度の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
メンター制度の推進	メンター制度の交流組数	80 組	81 組	達成

【13 平和教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
こどもピースサミット	「こどもピースサミット」へ作品を応募した児童の割合	66%	81%	達成
中・高校生によるヒロシマの継承と発信	「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数	14 グループ	11 グループ	未達成
「平和への誓い」アクションプログラムの実施	海外・県外の学校と平和交流を実施した校数	23 校	44 校	達成
平和を考える集い等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で平和を考える集い等を開催	205 校	205 校	達成
被爆体験を聴く会等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で被爆体験を聴く会等を開催	205 校	195 校	おおむね達成

【14 環境教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
環境教育に係る指導計画等の作成	平成 21 年 (2009 年) 3 月末までに環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成した小・中・高等学校、広島特別支援学校の割合	100%	100%	達成
壁面緑化・雨水タンクの設置	年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックのリサイクルの推進	実施校の増加の割合	10%	11.9%	達成
学校給食における地場産物の使用割合の増加	学校給食における地場産物の使用割合	20%	23.9%	達成
学校給食によるごみの量の削減	センター調理方式と民間調理委託方式の残食率の減少率	10%	センター小 19.1% センター中 4.6% 民間調理 6.5%	未達成

【15 子どもの安全対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進	組織的及び日常生活に組み込まれた見守り活動者数	100,000 人	87,000 人	おおむね達成
「子ども安全の日」事業の実施	各小学校の「子ども安全の日」における安全に関する取組の実施率	100%	90%	おおむね達成
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域学校安全指導員の各小学校への巡回指導 (2 週間に 1 回) の実施率	100%	100%	達成
防犯ブザー購入費の支給	購入費を支給した児童の所持率	100%	77.3%	未達成
巡回用バイクの運用	1 小学校当たりの使用回数	70 回	62 回	おおむね達成
通学路の定期的な点検の実施	年 1 回以上の点検の実施率	100%	100%	達成
安全意識啓発マップづくりその他	マップづくり (全クラス) の実施率	100%	99%	おおむね達成
講演会の開催その他	講演会の参加者数	600 人	629 人	達成

【16 教職員研修の充実】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座の実施	研修講座に満足したり研修内容を活用したいと思ったりした受講者の割合	平均 90%以上	平均 90.5%	達成
授業づくりなど教育実践の課題に対する校内研修・自己研修支援	サテライト研修の年間開催数	年間 30 回 実施	年間 41 回 実施	達成
教育センター内部 Web ページでの指導・研修情報の提供による個別支援	コンテンツの開発・作成時期	平成 21 年 (2009 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	達成

【17 食育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進計画の実施	食育推進プログラムの事業実施率	食育推進計画に取りまとめた120件の食育推進プログラムについて、114件の事業を実施する。	116 件 (97%)	達成

【18 学校における食育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教職員研修の充実	研修の回数	5 回	5 回	達成
食に関する指導内容の充実	食に関する指導全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小学校 100%	全体計画 92.2% 年間指導計画 88.7%	おおむね 達成
食育推進モデル事業の実施	実践研究を行う学校数	19 校 (小 13 校・中 6 校)	19 校 (小 13 校・中 6 校)	達成
安全でおいしい給食の推進	アレルギー、ドライ運用に対応した備品、施設の整備	119 施設 (117 校・2 センター)	120 施設 (117 校・3 センター)	達成

【19 学校評価の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
学校評価の推進	学校教育を信頼している保護者の割合	64.4%	65.7%	達成

【20 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
電子メディアの利用に関する学習会の開催	学習会への参加者数	30人	45人	達成
啓発大会の開催	電子メディア啓発大会への参加者数	300人	490人	達成
ノーテレビデー推進事業の実施	ノーテレビデーに参加する家族数	9,000家族	10,165家族	達成
青少年を有害情報から守るフィルタリング機能の基準づくり	青少年を有害情報から守るフィルタリング機能の基準の策定期	平成20年(2008年)7月	平成20年(2008年)7月	達成

【21 不登校対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ・不登校等対策ふれあい事業(ふれあいひろばの運営)	「ふれあいひろば」において支援を行った児童生徒の教室への復帰率	30%	19.6%	未達成
不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室〔4か所〕)の運営	適応指導教室で支援を行った児童生徒の学校復帰率	60%	55.4%	おおむね達成
ひきこもりの状態にある児童生徒への支援	不登校児童生徒のうち、ほとんど1日中、家にひきこもっている児童生徒の1,000人当たりの人数	1.4人以下	0.6人	達成
不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備(スクールカウンセラー活用事業)	スクールカウンセラーがかかわった児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合	38%	29.8%	未達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	実践的な研究を行う学校数	10校(小6校、中4校)	10校(小6校、中4校)	達成
青少年総合相談センターの運営	延べ相談件数	3,700件以上	3,895件	達成

【22 いじめ・暴力行為等問題行動対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ等の問題行動への対応	認知したいじめの解消率	100%	94.7%	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	実践的な研究を行う学校数	10校(小6校、中4校)	10校(小6校、中4校)	達成
暴力行為等の問題行動への対応(スクールサポート推進事業)	児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数	2.1件	4.6件	未達成

【23 暴走族対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
声かけ活動の推進	声かけ活動の実施回数	週1回 (毎週土曜日)	週1回 (毎週土曜日)	達成
暴走族加入防止・非行防止教室の開催	市立学校での「暴走族加入防止・非行防止教室」の実施率	100%	100%	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言	暴走族少年等の新規相談者数	17人	28人	達成
青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施	居場所づくり活動団体数	30団体	31団体	達成
就労・就学サポート事業の実施	就労や学習・就学に向けた支援を行った暴走族少年等の数	48人	50人	達成

【24 放課後等の児童の居場所づくりの推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備	児童館の整備館数 (着工ベース)	104館	104館	達成
放課後プレイスクール事業の実施	実施小学校数	8校	8校	達成
留守家庭子ども会の整備	留守家庭子ども会開設クラス数	148クラス	148クラス	達成

【総計】

- ・ 目標を設定した事務事業……………74事業
- ・ 目標を達成した事務事業……………52事業(達成率:52/74=約71%)
- ・ 目標をおおむね達成した事務事業……14事業(達成率:14/74=約19%)

平成21年度広島市教育委員会事務点検・評価会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき平成21年度において教育委員会が行う点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関して必要な検討を行うため、広島市教育委員会事務点検・評価会議（以下「点検・評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 点検・評価会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 点検・評価の対象項目及び内容に関すること。
- (2) その他点検・評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 点検・評価会議は、次に掲げる職にある者及び学識経験者2名以内の専門委員をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 青少年育成部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 学校教育部指導担当部長
- (6) 教育センター所長

2 前項の専門委員は、教育に関して学識経験を有する者のうちから、教育長が依頼する。

(任期)

第4条 前条第1項の専門委員の任期は、教育長が依頼した日から平成21年9月30日までとする。

(会議の開催)

第5条 点検・評価会議の会議は、教育長が招集し、教育長がその議長となる。

- 2 教育長に事故があるときは、教育次長がその職務を代理する。
- 3 専門委員は、会議に出席して意見を述べるほか、やむを得ず出席することができないときは、あらかじめ教育長に対して提出する書面によって意見を述べるができる。

(庶務)

第6条 点検・評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行し、同年9月30日限り、その効力を失う。

平成21年度広島市教育委員会事務点検・評価会議構成員名簿

区 分	職 名	氏 名
専門委員	広島大学大学院 教育学研究科 教授	林 孝
	広島大学大学院 教育学研究科 准教授	曾余田 浩史
教育委員会 事務局職員	教 育 長	濱本 康男
	教 育 次 長	糸山 隆
	青少年育成部長	清水 正剛
	学校教育部長	尾形 完治
	学校教育部 指導担当部長	生田 一正
	教育センター所長	松田 了二